

別添 3

高速自動車国道中央自動車道
西宮線等に関する協定

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-151」を「別紙1-152」に改める。

第5条中「別紙1-151」を「別紙1-152」に改める。

第11条中「令和45年10月2日」を「令和45年7月13日」に改める。

第14条中「別紙1-151」を「別紙1-152」に改める。

別紙 1-3、別紙 1-40、別紙 1-146 から別紙 1-151 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府城陽市寺田金尾から京都府八幡市美濃山荒坂まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府城陽市寺田金尾 から
京都府八幡市美濃山荒坂 まで

(ロ) 延長 3.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
京都府城陽市 寺田金尾 から 京都府八幡市 美濃山荒坂 まで	120	3.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
京都府城陽市 寺田金尾 から 京都府八幡市 美濃山荒坂 まで	4車線	6車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ
府道八幡京田辺インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

109,244 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 1月 | 20日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29年 | 4月 | 30日(供用開始) |
| | 令和 | 4年 | 3月 | 30日(残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104,273 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 104,273 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府福知山市長田野町三丁目から京都府綾部市有岡町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府福知山市長田野町三丁目 から
京都府綾部市有岡町 まで

(ロ) 延 長 10.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
京都府福知山市 長田野町三丁目 から 京都府綾部市 有岡町 まで	80	10.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
京都府福知山市 長田野町三丁目 から 京都府綾部市 有岡町 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

25,179 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 26 日(供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27, 507 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 236 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

(岡山県加賀郡吉備中央町西から岡山県高梁市有漢町有漢まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岡山県加賀郡 吉備中央町西 岡山県高梁市 有漢町有漢	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

25,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 218 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29, 767 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

(鳥取県日野郡江府町佐川から鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 鳥取県日野郡江府町佐川 から
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷 まで

(ロ) 延長 8.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
鳥取県日野郡 江府町佐川 から 鳥取県西伯郡 伯耆町金屋谷 まで	80	8.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
鳥取県日野郡 江府町佐川 から 鳥取県西伯郡 伯耆町金屋谷 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

26,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31,875 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 30,393 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道9号(安来道路)

(鳥取県米子市陰田町から島根県安来市佐久保町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道9号(安来道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 鳥取県米子市陰田町 から
島根県安来市佐久保町 まで

(ロ) 延 長 6.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鳥取県米子市 陰田町 から 島根県安来市 佐久保町 まで	100	6.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
鳥取県米子市 陰田町 から 島根県安来市 佐久保町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

29,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

36, 150 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 34, 470 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道10号(椎田道路)

(福岡県築上郡築上町船迫から福岡県築上郡築上町上ノ河内まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号(椎田道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県築上郡築上町船迫 から
福岡県築上郡築上町上ノ河内 まで

(ロ) 延 長 6.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫 から 福岡県築上郡築上町上ノ河内 まで	80	6.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫 から 福岡県築上郡築上町上ノ河内 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

2.25 メートル (土工部)

2.25 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

35,000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 令和 3 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

43, 665 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 41, 635 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(大分県大分市宮河内から大分県臼杵市野田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大分県大分市宮河内 から
大分県臼杵市野田 まで

(ロ) 延 長 14.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大分県大分市宮河内 から 大分県臼杵市野田 まで	100	14.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大分県大分市宮河内 から 大分県臼杵市野田 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

53,000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 3年 | 5月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 13年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

64,649 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 61,643 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県西都市岡富まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県児湯郡高鍋町上江 から
宮崎県西都市岡富 まで
(なお、事業着手する区間については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までとする。)

(ロ) 延長 12.1 キロメートル (4.7キロメートル)
※()内は、宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
宮崎県児湯郡高鍋町上江 から 宮崎県西都市岡富 まで	100	12.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
宮崎県児湯郡高鍋町上江 から 宮崎県西都市岡富 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

36,000 百万円(消費税込み)

(うち、宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの工事予算 18,000 百万円(消費税込み))

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 3年 | 5月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 13年 | 3月 | 31日 |

(なお、上記については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22,447 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21,404 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

別紙 1 - 1 5 1 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(黒丸スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県東近江市蛇溝町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道黒丸スマートインターチェンジ上り線 市道黒丸スマートインターチェンジ下り線	滋賀県東近江市蛇溝町	立体接続	黒丸スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,906 百万円(消費税込み)

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	16,786百万円
H 1 9	24,426百万円
H 2 0	25,020百万円
H 2 1	26,890百万円
H 2 2	37,352百万円
H 2 3	37,947百万円
H 2 4	42,569百万円
H 2 5	55,252百万円
H 2 6	79,077百万円
H 2 7	68,933百万円
H 2 8	83,973百万円
H 2 9	78,967百万円
H 3 0	82,732百万円
R 1	118,786百万円
R 2	198,533百万円
R 3	419,118百万円
R 4	144,586百万円
R 5	171,646百万円
R 6	145,046百万円
R 7	140,262百万円
R 8	128,448百万円
R 9	44,078百万円
R 1 0	44,059百万円
R 1 1	44,560百万円
R 1 2	45,925百万円
R 1 3	46,884百万円
R 1 4	48,921百万円
R 1 5	49,471百万円
R 1 6	52,097百万円
R 1 7	50,947百万円
R 1 8	51,981百万円
R 1 9	52,313百万円
R 2 0	53,298百万円
R 2 1	54,142百万円
R 2 2	54,094百万円
R 2 3	53,923百万円
R 2 4	53,757百万円
R 2 5	53,922百万円
R 2 6	53,242百万円
R 2 7	52,515百万円
R 2 8	52,839百万円
R 2 9	53,270百万円
R 3 0	53,899百万円
R 3 1	52,809百万円
R 3 2	53,331百万円
R 3 3	54,436百万円
R 3 4	55,002百万円
R 3 5	54,604百万円
R 3 6	54,620百万円
R 3 7	53,736百万円
R 3 8	54,244百万円
R 3 9	53,157百万円
R 4 0	53,586百万円
R 4 1	53,274百万円
R 4 2	53,285百万円
R 4 3	53,240百万円
R 4 4	53,240百万円
R 4 5	15,148百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までは実績値を、令和2年度は実績見込値を記載している

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙5を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

西日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	17百万円
H27	114百万円
H28	276百万円
H29	1,209百万円
H30	1,065百万円
R1	1,165百万円
R2	505百万円
R3	1,309百万円
R4	1,480百万円
R5	2,797百万円
R6	1,881百万円
R7	2,473百万円
R8	1,536百万円
R9	450百万円
R10	0百万円
R11	0百万円
R12	0百万円
R13	0百万円
R14	0百万円
R15	0百万円
R16	0百万円
R17	0百万円
R18	0百万円
R19	0百万円
R20	0百万円
R21	0百万円
R22	0百万円
R23	0百万円
R24	0百万円
R25	0百万円
R26	0百万円
R27	0百万円
R28	0百万円
R29	0百万円
R30	0百万円
R31	0百万円
R32	0百万円
R33	0百万円
R34	0百万円
R35	0百万円
R36	0百万円
R37	0百万円
R38	0百万円
R39	0百万円
R40	0百万円
R41	0百万円
R42	0百万円
R43	0百万円
R44	0百万円
R45	0百万円

(注1) 平成26年度から令和元年度までは実績値を、
令和2年度は実績見込値を記載している

別紙6を次のとおり改める。

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
	うち土地・家屋分	うち構築物等分			うち橋梁・トンネル等分
		うち盛土・切土・のり面構築物等分			
H 1 8	(499,925百万円) 510,013百万円	(69,628百万円) 74,784百万円	(332,649百万円) 357,283百万円	(107,706百万円) 115,682百万円	(224,943百万円) 241,601百万円
H 1 9	(509,334百万円) 509,334百万円	(76,047百万円) 79,849百万円	(363,317百万円) 381,483百万円	(117,636百万円) 123,517百万円	(245,681百万円) 257,966百万円
H 2 0	(502,022百万円) 485,996百万円	(75,381百万円) 76,489百万円	(360,133百万円) 365,426百万円	(116,605百万円) 118,318百万円	(243,528百万円) 247,108百万円
H 2 1	(399,934百万円) 381,671百万円	(58,960百万円) 61,193百万円	(281,681百万円) 292,353百万円	(91,203百万円) 94,659百万円	(190,478百万円) 197,694百万円
H 2 2	(410,838百万円) 403,375百万円	(61,473百万円) 60,260百万円	(293,688百万円) 287,895百万円	(95,091百万円) 93,215百万円	(198,597百万円) 194,680百万円
H 2 3	(395,853百万円) 410,885百万円	(58,087百万円) 45,466百万円	(277,511百万円) 289,436百万円	(89,853百万円) 78,667百万円	(187,658百万円) 210,769百万円
H 2 4	(395,037百万円) 424,597百万円	(58,201百万円) 47,363百万円	(278,058百万円) 301,509百万円	(90,030百万円) 81,949百万円	(188,028百万円) 219,560百万円
H 2 5	(397,607百万円) 442,443百万円	(35,890百万円) 41,477百万円	(228,473百万円) 264,040百万円	(62,098百万円) 71,765百万円	(166,375百万円) 192,275百万円
H 2 6	(488,754百万円) 557,169百万円	(47,742百万円) 56,249百万円	(303,924百万円) 358,080百万円	(82,605百万円) 97,325百万円	(221,319百万円) 260,755百万円
H 2 7	(489,117百万円) 571,084百万円	(51,375百万円) 61,589百万円	(327,049百万円) 392,073百万円	(88,890百万円) 106,564百万円	(238,159百万円) 285,509百万円
H 2 8	(538,594百万円) 570,996百万円	(46,825百万円) 50,863百万円	(298,084百万円) 323,788百万円	(81,018百万円) 88,004百万円	(217,066百万円) 235,784百万円
H 2 9	(546,571百万円) 590,008百万円	(43,129百万円) 60,380百万円	(274,555百万円) 384,377百万円	(74,623百万円) 104,472百万円	(199,932百万円) 279,905百万円
H 3 0	(550,695百万円) 602,493百万円	(29,626百万円) 36,081百万円	(188,597百万円) 229,687百万円	(51,260百万円) 62,428百万円	(137,337百万円) 167,259百万円
R 1	(558,517百万円) 621,903百万円	(10,725百万円) 18,073百万円	(68,278百万円) 115,054百万円	(18,558百万円) 31,271百万円	(49,720百万円) 83,783百万円
R 2	(566,527百万円) 490,291百万円	(20,526百万円) 30,806百万円	(130,665百万円) 196,109百万円	(35,514百万円) 53,302百万円	(95,151百万円) 142,807百万円
R 3	493,305百万円	11,028百万円	70,203百万円	19,081百万円	51,122百万円
R 4	536,997百万円	27,087百万円	172,432百万円	46,866百万円	125,566百万円
R 5	539,773百万円	16,886百万円	107,497百万円	29,217百万円	78,280百万円
R 6	541,882百万円	26,137百万円	166,387百万円	45,223百万円	121,164百万円
R 7	542,355百万円	27,834百万円	177,188百万円	48,159百万円	129,029百万円
R 8	541,223百万円	31,553百万円	200,865百万円	54,594百万円	146,271百万円
R 9	542,400百万円	42,803百万円	272,484百万円	74,060百万円	198,424百万円
R 1 0	543,635百万円	43,195百万円	274,974百万円	74,737百万円	200,237百万円
R 1 1	547,828百万円	39,189百万円	249,475百万円	67,806百万円	181,669百万円
R 1 2	546,052百万円	62,235百万円	396,185百万円	107,681百万円	288,504百万円
R 1 3	539,271百万円	61,271百万円	390,046百万円	106,013百万円	284,033百万円
R 1 4	533,316百万円	60,275百万円	383,705百万円	104,289百万円	279,416百万円
R 1 5	528,999百万円	59,668百万円	379,844百万円	103,240百万円	276,604百万円
R 1 6	525,548百万円	58,911百万円	375,024百万円	101,930百万円	273,094百万円
R 1 7	521,512百万円	58,551百万円	372,735百万円	101,308百万円	271,427百万円
R 1 8	513,071百万円	57,371百万円	365,219百万円	99,265百万円	265,954百万円
R 1 9	503,783百万円	56,172百万円	357,586百万円	97,190百万円	260,396百万円
R 2 0	494,497百万円	54,892百万円	349,439百万円	94,976百万円	254,463百万円
R 2 1	487,836百万円	53,957百万円	343,485百万円	93,358百万円	250,127百万円
R 2 2	478,936百万円	52,854百万円	336,463百万円	91,449百万円	245,014百万円
R 2 3	473,167百万円	52,156百万円	332,022百万円	90,242百万円	241,780百万円
R 2 4	466,970百万円	51,405百万円	327,238百万円	88,942百万円	238,296百万円
R 2 5	462,473百万円	50,824百万円	323,540百万円	87,937百万円	235,603百万円
R 2 6	454,505百万円	49,915百万円	317,757百万円	86,365百万円	231,392百万円
R 2 7	446,780百万円	49,043百万円	312,206百万円	84,856百万円	227,350百万円
R 2 8	442,310百万円	48,446百万円	308,404百万円	83,823百万円	224,581百万円
R 2 9	438,887百万円	47,966百万円	305,346百万円	82,992百万円	222,354百万円
R 3 0	431,160百万円	46,924百万円	298,717百万円	81,190百万円	217,527百万円
R 3 1	422,464百万円	45,976百万円	292,683百万円	79,550百万円	213,133百万円
R 3 2	415,418百万円	45,033百万円	286,679百万円	77,918百万円	208,761百万円
R 3 3	409,392百万円	44,145百万円	281,023百万円	76,381百万円	204,642百万円
R 3 4	400,696百万円	42,991百万円	273,675百万円	74,384百万円	199,291百万円
R 3 5	393,574百万円	42,153百万円	268,341百万円	72,934百万円	195,407百万円
R 3 6	386,410百万円	41,258百万円	262,645百万円	71,386百万円	191,259百万円
R 3 7	380,689百万円	40,655百万円	258,808百万円	70,343百万円	188,465百万円
R 3 8	371,905百万円	39,497百万円	251,436百万円	68,339百万円	183,097百万円
R 3 9	364,655百万円	38,729百万円	246,548百万円	67,011百万円	179,537百万円
R 4 0	357,085百万円	37,732百万円	240,202百万円	65,286百万円	174,916百万円
R 4 1	350,718百万円	36,978百万円	235,398百万円	63,980百万円	171,418百万円
R 4 2	342,069百万円	35,899百万円	228,529百万円	62,113百万円	166,416百万円
R 4 3	334,308百万円	34,937百万円	222,407百万円	60,449百万円	161,958百万円
R 4 4	280,359百万円	28,214百万円	179,610百万円	48,817百万円	130,793百万円
R 4 5	44,564百万円	3,621百万円	23,053百万円	6,266百万円	16,787百万円

(注) 平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和2年度の上段()内は計画値、下段は実績値込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(643,757百万円) 660,282百万円
H 1 9	(652,624百万円) 655,944百万円
H 2 0	(644,959百万円) 622,483百万円
H 2 1	(547,669百万円) 523,929百万円
H 2 2	(566,717百万円) 553,587百万円
H 2 3	(546,542百万円) 567,040百万円
H 2 4	(549,281百万円) 584,334百万円
H 2 5	(552,462百万円) 602,823百万円
H 2 6	(647,514百万円) 722,404百万円
H 2 7	(658,713百万円) 747,267百万円
H 2 8	(715,852百万円) 755,413百万円
H 2 9	(725,342百万円) 776,033百万円
H 3 0	(740,067百万円) 799,265百万円
R 1	(755,303百万円) 826,242百万円
R 2	(774,383百万円) 690,404百万円
R 3	711,255百万円
R 4	730,529百万円
R 5	731,962百万円
R 6	730,480百万円
R 7	730,832百万円
R 8	731,358百万円
R 9	733,799百万円
R 1 0	736,294百万円
R 1 1	739,434百万円
R 1 2	738,399百万円
R 1 3	731,398百万円
R 1 4	725,578百万円
R 1 5	721,886百万円
R 1 6	716,357百万円
R 1 7	711,121百万円
R 1 8	702,081百万円
R 1 9	694,931百万円
R 2 0	687,782百万円
R 2 1	682,461百万円
R 2 2	673,433百万円
R 2 3	666,251百万円
R 2 4	659,063百万円
R 2 5	653,708百万円
R 2 6	644,826百万円
R 2 7	637,697百万円
R 2 8	630,522百万円
R 2 9	625,053百万円
R 3 0	616,250百万円
R 3 1	609,108百万円
R 3 2	601,968百万円
R 3 3	596,165百万円
R 3 4	587,103百万円
R 3 5	579,664百万円
R 3 6	572,233百万円
R 3 7	566,396百万円
R 3 8	557,487百万円
R 3 9	550,118百万円
R 4 0	542,704百万円
R 4 1	536,769百万円
R 4 2	527,971百万円
R 4 3	520,443百万円
R 4 4	512,911百万円
R 4 5	146,861百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和2年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙8を次のとおり改める。

1. (2) ⑥イのうち、「ただし、」の次に「交通混雑期の交通の分散又は」を加える。

2. のうち、「令和45年10月2日」を「令和45年7月13日」に改める。

別添3を別添3のとおり改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和3年7月21日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 渡邊 大樹

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 前川 秀和